



114
A75B
3

願クハ余ヲノ昨日ノタイムス新聞ニ録載セルサー、イ
 ー、ジー、リード氏カ第二回ノ書簡ニ向テ短簡ナル意見
 ヲ陳セシメヨ
 余ハ若シ誤解シテ前回ノ論文中千八百七十六年ヲ七
 十三年ト説クアラハ實ニ記者及ヒリート氏ニ向テ一
 言ノ謝辞ヲ呈セサルヲ得ス然レモ余カ所有スル去月

日本ト我國ノ關係

千八百八十一年六月十一日
ハルリー、エス、
パークス稿

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈



二十八日ノタイムス新聞ニ依テ見ルニリート氏カ抄
出ノ誤謬セルヲ以テ余ヲ批難セル数字ハ尚ホ當初ノ
見ニ異ナルヲナク依然トシテ余カ目ニハ三ト見ユル
ナリ然レ氏今ニ至リ始メテリート氏ノ記セシハ全ク
千八百七十六年ニシテ三年ニ非サルヲ知レリ而シテ
余ハ偶然起リシ誤解ノ氏ニ對シテハ斯ク迄烈シキ駁
論ヲ要スル者ノ如ク見エタルヲ悔エルナリ
余ハ氏カ論旨ノ蘊奥ヲ究尋セントスルヲ以テ再々氏
ノ批難ニ遭遇スルノ險ヲ冒シテ氏カ第二回ノ書簡
中ニ視ハレタル疑ヒモナク探究ノ不充ナルヨリ生

シタル他ノ著シキ誤謬ヲ正タスノ必用タルヲ感セリ
氏カ書簡中ニ曰リ

然レ氏日本ニ駐在スル所ノ外國公使ク其要請ヲ強
迫センカ為メニ其軍艦ヲ呼喚スルハ数カナル(点ヲ
附スル所ノ数字ハ余カ身ニ當テ、云フナリ)日本政
府カ自國保護ノ為メニ数艘ノ強艦ヲ有スヘキ望ミ
ヲ強テ咎ムヘカラサルカ如キ情実アルヲ明言セ
サルヘカラス

茲ニ於テカ其實事ヲ按スルニ斯ル要求ヲ以テ現時
ノ日本政府ヲ強迫セン為メ軍艦ヲ召致センヲハ決シ
テ之レアルナシ余ニ於テハ勿論余カ記憶スル所ヲ以

テスルハ外國公使中斯、ルヲ為セシ者決シテコレ
アルヲ聞カス只寂後ニ日本近海ニアル軍艦ニ向テ保
護ヲ訴ヘシハ千八百六十八年ノ革命ニ當リ困難ヲ鎮
セシ場合ニ限レリ當時各國人民ハ神戸ナル居留地ニ
於テ暴掠ヲ受ケ且ツ横濱ニ於テモ之レニ均シキ危難
ヲ以テ脅サレシヲアリタレハナリ

余ハリート氏一己ノ思考ニ関シテ喋々論弁ヲ為シ又
ハ斯、ル通信ヲ繼續シテ以テ貴重ナル貴社新聞ノ餘
白ヲ瀆サンコトヲ恐ル、ナリリート氏ノ余カ面目ニ関
シ縷々スル所ノ趣旨ハ余ニ於テ之ヲ會得スル能ハス

余ハ如何ナル法術^術ニ出スルモ明ニ地ニ弁明ヲ述フル
ヲ甘ンス若シリート氏ニシテ政府ハ國會院ニ附スヘ
キ書類ヲ其屬吏ノ意見ニ任カスル者ナルヲ信スルハ
ハ彼カ公務上ノ經驗ハ全ク余ト相異ナル者トナラサ
ルヲ得ス

